

厚生労働省
三重労働局 松阪公共職業安定所発表
令和7年6月2日

【照会先】
三重労働局 松阪公共職業安定所
所 長 石橋 利宣
統括職業指導官 高木 俊宏
雇 用 指 導 官 南 武志
(電話) 0598-51-0860

報道関係者 各位

障害者雇用に取り組む優良な中小事業主を認定 株式会社 ミツイバウ・マテリアル

三重労働局（局長 石田 聡）は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、株式会社 ミツイバウ・マテリアルを「もにす認定企業」として認定しました。

三重県内では30番目、松阪所管内では7番目となりました。



「もにす認定」制度

厚生労働省は、令和2年4月より「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（通称 もにす認定制度）」を創設、雇用の安定に関する取組の状況などが一定以上の優良な企業を認定しています。

この認定制度により認定企業が障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取り組みの一層の推進が期待されます。

また、認定されると自社の商品・サービス・広告などに認定マークを表示することができ、日本政策金融公庫の低利融資対象となるほか、三重労働局ホームページへの掲載、ハローワーク窓口での周知など、広く周知広報の対象となるなどのメリットがあります。

認定事業主への通知書交付式は下記のとおり行います。

認定通知書交付式

- 日 時：令和7年6月30日（月） 15:30から
- 場 所：株式会社 ミツイバウ・マテリアル
- （松阪市高須町3460-125）
- 認定企業：株式会社 ミツイバウ・マテリアル

※取材にお越しいただく際は、当所あてご一報ください。